

平成21年 6 月 26 日

株 主 各 位

静岡県浜松市南区東町1876番地
共和レザー株式会社
取締役社長 宮 林 克 行

第111回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のことお喜び申しあげます。

さて、本日開催の当社第111回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報 告 事 項 第111期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり期末の株主配当金を 1 株につき 2 円 50 銭とすることについて承認可決されました。
なお、中間配当金を含めました当期の株主配当金は前期に比べ 2 円 50 銭減配の 1 株につき 7 円 50 銭となります。

第 2 号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

変 更 前	変 更 後
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行)	
<u>第 7 条 当 会 社 は、株 式 に 係 る 株 券 を 発 行 す る。</u>	(削除)
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第 8 条 (省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第 9 条 (省略)	第 8 条 (現行どおり)

(下線部は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、取締役会で定める株式取扱規則によるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p><u>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 <u>当社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 <u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>

(下線部は変更部分)

変 更 前	変 更 後
(基準日) 第13条 (省略) 2. (省略) 第3章 株主総会	(基準日) 第12条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 第3章 株主総会
(招集) 第14条 (省略) 2. (省略)	(招集) 第13条 (現行どおり) 2. (現行どおり)
(議長) 第15条 (省略) (新設)	(議長) 第14条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報 告、計算書類および連結計算書 類に記載または表示をすべき事 項に係る情報を、法務省令に定 めるところに従いインターネット を利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。</u>
(新設)	<u>附則</u> 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成 および備置きその他の株券喪失 登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会 社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記 載または記録は、法令または本 定款のほか、取締役会の定める 株式取扱規則による。</u> 第3条 <u>附則第1条から本条までの規定 は、平成22年1月5日まで有効 とし、平成22年1月6日をもっ てこれを削除する。</u>

- 第3号議案 取締役12名選任の件
本件は、原案どおり取締役に八木丈夫、平間一彦、山崎浩、筒井 敏、堀江 隆、秋元弘文、石村好民、平尾定義、宮地俊久、相川 潤の10氏が再選され重任し、新たに宮林克行、須賀 環の両氏が選任され就任いたしました。
- 第4号議案 監査役3名選任の件
本件は、原案どおり監査役に新たに鷺見 等、白根武史、伊藤嘉徳の3氏が選任され就任いたしました。
なお、白根武史、伊藤嘉徳の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に慰労金贈呈の件
本件は、原案どおり退任取締役野田直樹、寺坂邦彦、鷺見等および退任監査役桜井茂徳、新美篤志、今泉 潔の6氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することが承認可決されました。
- 第6号議案 役員賞与支給の件
本件は、原案どおり取締役に対し総額22,238,000円、監査役に対し総額2,290,000円の役員賞与を支給することについて承認可決されました。

以 上